

福知山市小規模事業者等持続化支援事業についてのQ&A

【対象者について】

Q1-1. 常時雇用する従業員数はどの時点の人数か、また、どの資料で確認するのか。

A1-1. 申請日時点人数を御記入ください。従業員数とは労働基準法第20条「予め解雇の予告を必要とする者」です。これに該当しない場合は同法第21条に定められている下記の場合です。

- ① 日雇い入れられる者（一カ月を超えて引き続き使用されるに至った場合除く）
- ② 二箇月以内の期間を定めて使用される者（所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く）
- ③ 季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用される者（所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く）
- ④ 試の使用期間中の者（十四日を超えて引き続き使用されるに至った場合除く）

また、確認に関しては、事業者様からの申請内容が、確定申告書の記載内容と一致しているかを確認します。

Q1-2. 上記の従業員数にパートやアルバイトは含めるのか

A1-2. 原則、含めます。ただし、上記の①～④のとおり、日雇いをされている場合や2カ月以内の期間で雇用をされている場合、試用期間中の場合等は従業員数に含めません。

Q1-3. 対象にならない業種はあるのか。

A1-3. 業種による対象の制限はありません。ただし、『法人税法』別表第1に規定する公共法人、宗教上の組織または団体、政治団体及び『風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）』に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う者は対象外となります。

Q1-4. 市内のフランチャイズ加盟店は、市内小規模企業者であると判断されるのか。

A1-4. 従業員数が基準内であり、本市に本社・本店の登記がある（個人事業主にあつては本市に住民票を置いている）場合は市内事業者と判断します。

Q1-5. 市内に本社本店がある事業者とは、どの時点で市内に本社本店を置いておく必要があるのか。

A1-5. 2019年には市内で事業をしていることが必要です。2020年に市内に移転された場合は対象外です。

Q1-6. 確定申告を行っていないが申請できるのか。

A1-6. 確定申告をすることが必要です。ただし、税務署の指導により確定申告が不要と判断されたために申告していない場合は、市民税の申告書の写しを添付することで申請を可とします。

Q1-7. 今年創業したが対象になるのか。

A1-7. 2020年1月以降に創業された方は対象としていません。
2019年に創業をされている場合は、申請書類に下記の書類を追加添付していただくことで申請が可能となります。比較する前年の売り上げについては、 $〔2019年の年間事業収入 \div 2019年の設立後月数（創業日数に関わらず、1カ月とみなす）〕$ の計算式により月平均事業収入を算出し、これを適用します。

(追加添付資料)

法人 : 履歴事項全部証明書

個人事業主 : 事業開始等申告書又は個人事業の開業・廃業等届出書

Q1-8. 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る。）、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）又は有限責任事業組合（LLP）は、対象となるのか。

A1-8. 農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る。）を除き、要綱第2条にある中小企業基本法上の「会社」に該当しないと解されることから対象となりません。

※中小企業庁FAQ「中小企業の定義について」より

【申請について】

Q2-1. 福知山市持続化支援給付金と国の持続化給付金の両方を受け取ることができるのか。

A2-1. 令和2年1月から申請時点の前月までの各月の売上において、前年同月比 50%以上の減少となった月がある場合は、国の持続化給付金の対象となることから、福知山市での申請はできません。

ただし、福知山市への申請時点において、30%以上50%未満の減少月しか存在せず、福知山市の持続化給付金を受給した後に、50%以上減少する月が発生した場合は、市においては判断できかねますので、国へ相談してください。

国相談ダイヤル：0120-115-570

03-6831-0613

(8:30~19:00)

Q2-2. Web申請はできるのか。

A2-2. できません。

Q2-3. 確定申告書類の控えに収受印がない場合はどうすればいいのか。

A2-3.

○e-Taxでの受付の場合

受信通知（申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示された、申告等データが税務署に到達したことを確認できるメール）を印刷し、添付をしてください。

○上記の受信通知が存在しない場合

提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を添付してください。なお、納税証明書の取得に関してはオンライン請求をおすすめします。（詳細は国税庁HP）

国税庁HP：<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

Q2-4. 一般事業と農業を兼業し、確定申告を行っている場合の2019年の月別売上高はどのように算出するのか。

（確定申告第一表において、㊷㊸ともに数字がある場合）

A2-4. 事業の年間収入額（㊷の額）と農業の年間収入額（㊸の額）を合算し、合算額を12で割り、1カ月の平均額を求めていただき、その平均額を2019年の月別売上高としてください。

【申請後について】

Q3-1. 福知山市小規模事業者等持続化支援事業給付金は申請後どれくらいの期間で支給されるのか。

A3-1. 申請から3週間程度で指定の口座への振り込みを予定しています。ただし、書類に不備があった場合はこの限りではありません。また、詳細な日程は、申請から2週間程度後に申請者へ発送をする支給決定通知を御確認ください。

Q3-2. 持続化給付金は課税の対象となるのか。

A3-2. 持続化給付金は、極めて厳しい経営環境にある事業者の事業継続を支援するため、使途に制約のない資金を給付するものです。これは、税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されるものですが、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税対象となりません。

Q3-3. 支給された給付金の使途に制限はあるのか。

A3-3. 使途は限定されていないため、個々の状況に応じて事業継続のために広く活用してください。

Q3-4. 事業が継続できなかった場合のペナルティはあるのか。

A3-4. 経営継続のため、努力をなされてなお、事業継続ができなかった場合はやむを得なかったものと判断しますが、申請時から事業継続の意思がなかったと判断される場合は給付金返還の対象となり得ます。

Q3-5. 8月決算の場合、どの年次の確定申告書を提出するのか。

A3-5. 会社の決算期によって2019年度の確定申告（2019年1月～12月の売上額根拠）がない場合においては、2018年度の確定申告を添付いただき、2020年1～5月実績との同月比較をすることとします。また、1年間の総収入金額につきましても、「2018年度の総収入額」を基準に算定することとします。